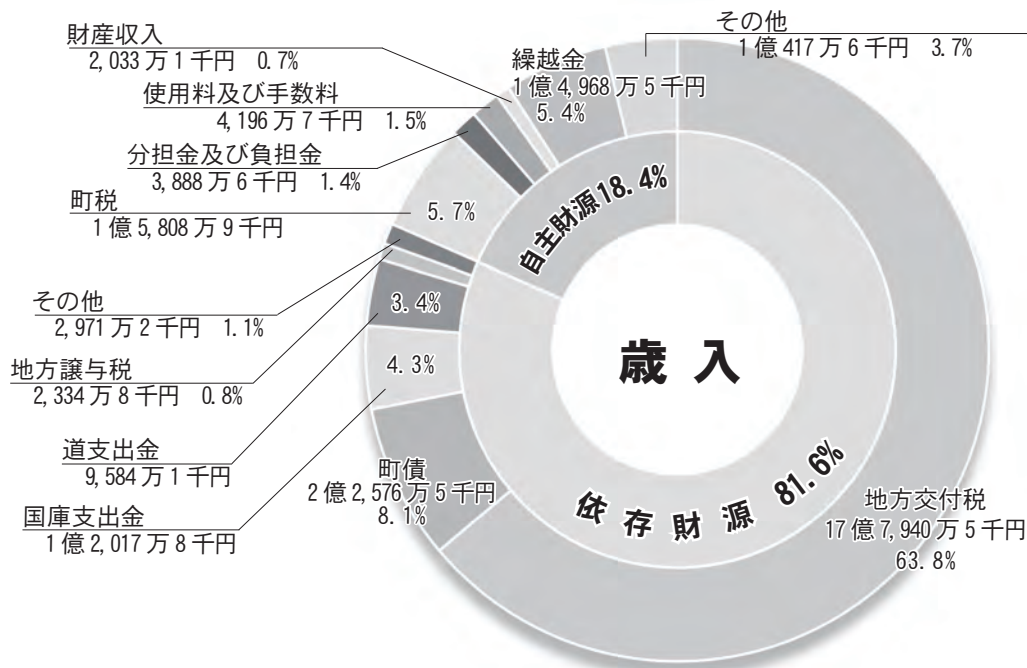


一般会計

歳入決算額 27億8,738万2千円 (対前年度 881万3千円 増)



平成25年度各会計決算から見る

まちの財政事情

収支は約1億3千万円の黒字決算

平成25年度一般会計及び特別会計の歳入総額は35億6,257万2千円(前年度比1,495万9千円、0.42%増)、歳出総額は34億1,929万1千円(前年度比2,136万3千円、0.63%増)、差引1億4,328万1千円で、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は1億3,478万6千円となりました。

一般会計の歳入の内訳を見ると、町税などの自主財源は約18%、地方交付税など国などから交付される依存財源が約82%を占めており、国などの地方財政支援に頼る構造であることが分かります。また歳出総額のうち人件費や扶助費などの義務的

平成25年度の町の各会計歳入歳出決算が、12月に開催された第4回町議会定例会で認定されました。町の予算は、昨年度どのように使われたのか、その概要についてお知らせします。

※各表・グラフの計数は四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。

経費、北後志消防組合負担金などを含む補助費、特別会計への繰越金を合わせた約18億円は地方交付税額(17億8千万円)とほぼ同額となっており、町独自の新たな振興策や施策の充実に向ける財源に余裕が無い状況が続いています。

また、行政サービスの維持と町税や住宅・上下水道使用料などの完納と滞納防止の努力は、町の自治力を支える町民としての権利と義務でもありますので、ぜひ、ご理解とご協力をお願いいたします。

急がれる特別会計運営 収支の改善

一般会計で約1億3千万円余の余剰繰越金が生じていますが、各特別会計の決算状況(6

ページ)では依然として、一般会計からの基準外繰入金により赤字を補填している状況にあることや、当町が大きく依存している国の地方交付税交付金の減額が27年度予算で議論されているなど、今後の町の財政運営は予断を許さない状況と言えます。

当町の3つの課題の一つ「健全財政の維持」をめざすうえで、特別会計の運営収支改善については、現在最も大きな懸念材料となっております。

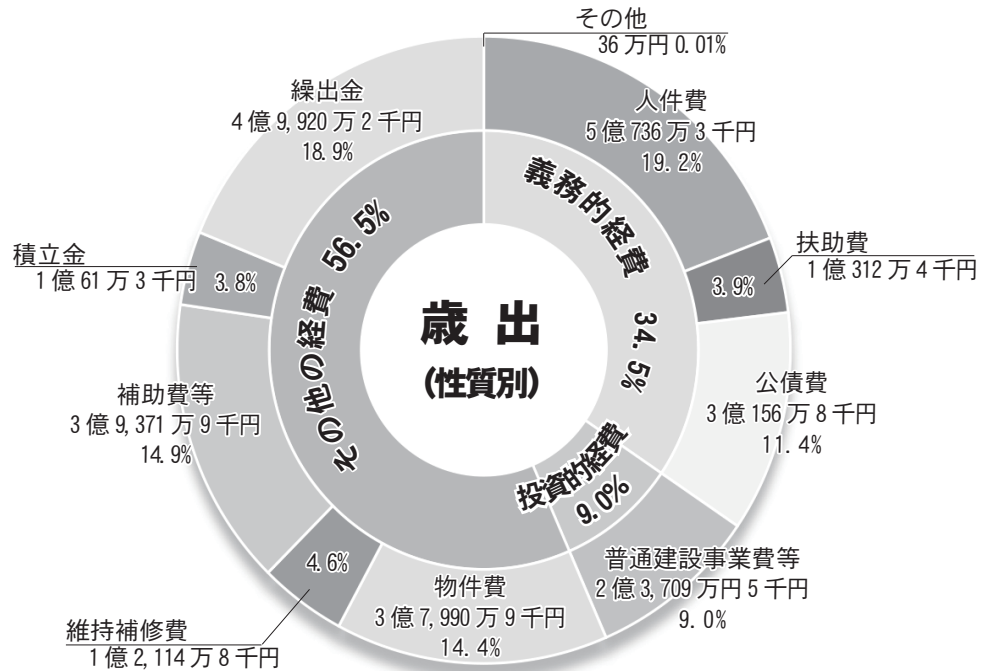
特に「岬の湯しやこたん」の産業交流雇用対策推進事業特別会計における約5千5百万円の基準外繰入金の額は、岬の湯しやこたん建設時の施設建設町債の償還が終了した26年度においても一般会計の運営に大きな影響を及ぼしている状況にあり

一般会計

歳出決算額 26 億 4,410 万 1 千円 (対前年度 1,521 万 7 千円 増)

歳出 (目的別)

区分	歳出額	構成比
議会費	50,697	1.92%
総務費	997,265	37.72%
民生費	358,124	13.54%
衛生費	110,032	4.16%
農林水産業費	136,221	5.15%
商工費	56,968	2.15%
土木費	214,398	8.11%
消防費	159,954	6.05%
教育費	249,171	9.42%
公債費	301,568	11.41%
その他	9,703	0.37%
合計	2,644,101	100%



平成 25 年度実施の主な事業・財源内訳

■ B & G 海洋センター改修事業



外壁や屋根の修繕、暖房設備の更新、体育館照明の LED 化等を実施。

過疎債：1,720 万円
一般財源：68 万円
B&G 財団助成金：1,250 万円
総事業費：3,038 万円

■ 森林整備加速化・林業再生事業



婦美三地区町有林の間伐業務及び作業道の整備。

道費：856 万円
一般財源：95 万円
総事業費：951 万円

■ 公営住宅等長寿命化改善工事



日司団地、小泊団地及び別団地のユニットバスの設置や外壁・屋根の改修等。

道費：3,307 万円
一般財源：232 万円
公営住宅債：2,120 万円
総事業費：5,659 万円

■ 黄金岬遊歩道改修工事



階段等の老朽化に伴う補修整備。

過疎債：150 万円
一般財源：2 万円
総事業費：152 万円

特別会計は本来、料金収入など特定の収入をもって特定の支出に充てるために一般会計とは別に経理を行うもの、つまり独立採算制となっています。しかし、現在、町の特別会計は使用料や基準内の一般会計からの繰

り、町民の皆さんから納付いた

ます。

一般会計を圧迫する「基準外繰入金」とは

一般会計は本来、料金収入など特定の収入をもって特定の支出に充てるために一般会計とは別に経理を行うもの、つまり独立採算制となつています。しかし、現在、町の特別会計は使用料や基準内の一般会計からの繰

り、町民の皆さんから納付いた

ます。

ます。利用者数の増加や経費の縮減などに努力することはもちろんですが、より効率的な運営改善策の本格的な検討が監査委員からも指摘されています。

入金だけで賄うことが出来ないために、基準外繰入（赤字補填金）を行っています。

単純に考えると町税全てが特別会計の赤字補填へと消えてしまっていることとなります。しかし、特別会計で発生した毎年度の赤字を放置した場合、赤字は累積化してしまいます。平成 17 年度決算で 10 億 4 千 6 百 万円にも達し、その解消に 7 年間の苦難を要した財政再建の教訓に立って、町では一般財源の重要性は理解しながらも、基準外繰入金による赤字補填を行い、町の会計全体としての毎年度の財政収支の均衡を保つてい

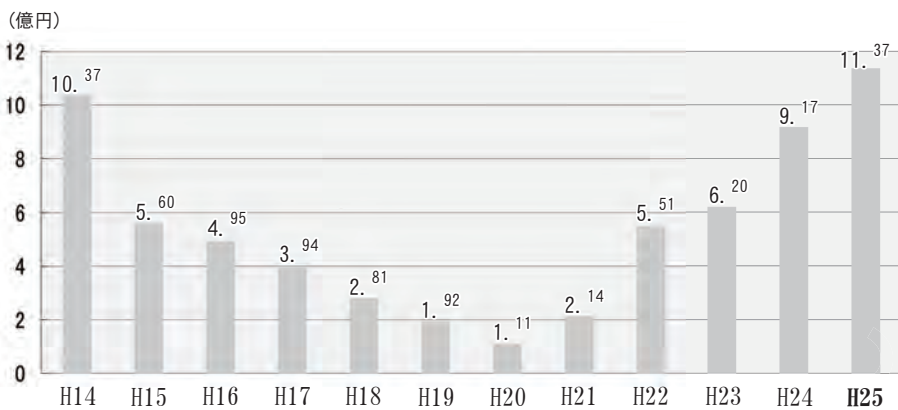
特別会計

歳入歳出決算額

会計名		歳入決算額		歳出決算額
			一般会計からの繰入金 (内 基準外繰入金)	
簡易水道事業		1億4,994万1千円	1億722万6千円 (2,552万1千円)	1億4,994万1千円
国民健康保険事業	事業勘定	2億4,133万円	8,691万8千円 (4,623万4千円)	2億4,133万円
	直診勘定	7,119万8千円	1,986万9千円 (1,237万9千円)	7,119万8千円
下水道事業		5,576万円	4,291万5千円 (3,550万9千円)	5,576万円
介護福祉サービス事業		3,680万9千円	1,218万7千円 (1,218万7千円)	3,680万9千円
産業交流雇用対策推進事業		1億8,613万7千円	1億451万4千円 (5,574万3千円)	1億8,613万7千円
後期高齢者医療		3,401万5千円	1,552万円 (0円)	3,401万5千円
合計		7億7,519万円	3億8,914万9千円(1億8,757万3千円)	7億7,519万円

まちの基金（貯金）と地方債（借金）

■ 基金積立金の推移



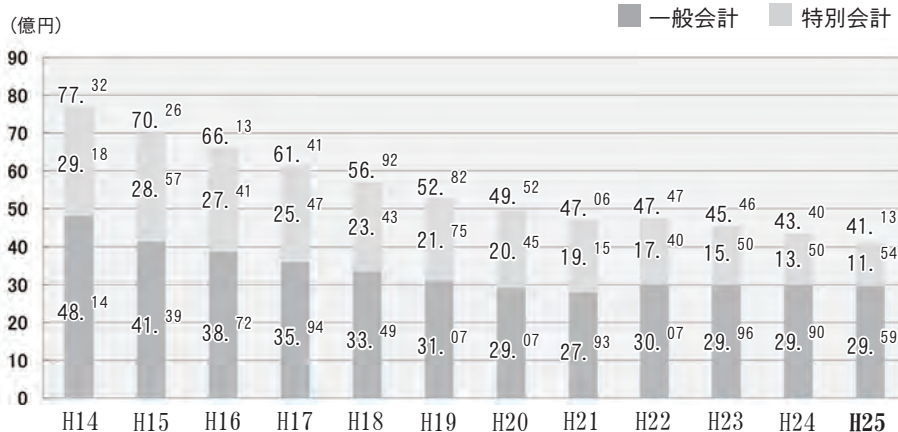
(注) 備荒資金3億8,751万円と土地開発基金7,721万円を含む。

※1 全ての会計の黒字や赤字を合算し、全会計での赤字の程度が標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているのかを見るもの。

※2 他市町村との比較では、備荒資金・土地開発基金を除いた金額で比較します。

町の貯金にあたる基金総額は、財政再建中のH16～H20年度に行政サービス水準維持の財源と連結赤字比率※1改善のための取崩しを行いました。H25年度は、財政調整基金に5,000万円、減債基金に4,000万円、備荒資金組合に1億2,200円など合計2億2,050万円の積立て、まちづくり活動支援基金などから439万円の取り崩しを行い、11億3千7百万円の残高となっています。なお、H24年度決算※2では全道179市町村中、積丹町は177位、後志19町村中、19位の基金保有額でした。

■ 地方債残高の推移



地方債は、町がお金を借り入れて事業を行う借金にあたり、毎年2～3億円程度を償還しています。H25年度は、日司地区教職員住宅整備事業や海洋センター改修事業など合計2億3,417万円の借り入れを行いました。そのうち、償還財源として国の支援措置がある過疎債及び辺地債を1億2,200万円、臨時財政対策債を9,447万円活用しました。

特別叙勲

〈町と地域の振興に捧げた半生〉
故吉田 昭一さん（余別町）

旭日單光章受章

昨年9月7日に札幌市内において87歳で逝去された元積丹町議会議員吉田昭一さん（余別町）

に、同日付で安倍内閣総理大臣から特別叙勲「旭日單光章」が授与され、次男の吉田和弘さん（札幌市厚別区）へ去る12月29日、松井町長から勲記と勲章が伝達されました。

吉田さんは平成元年に積丹町議会議員に初当選して以来、4期連続当選し、本町の地方自治の進展と産業の振興に尽力されました。

また、長い漁協職員の経験を活かした町監査委員として、公正で効率的な町行政の運営や健全財政の確立に尽くされたほか、町社会教育委員や町社会福祉協議会役員、余別自治会長など

数多くの公職を歴任され、当町の振興にも多大な貢献をされました。

長年にわたるご功績をたたえ、皆さんとともに心からご冥福をお祈り申し上げます。



町道民税申告相談

次の日程で平成27年度（平成26年分）町道民税に係る申告相談を行います。

日程の都合の悪い方は、他の会場でも受付できますが、必ず事前に役場税務課（44-3384）までご連絡ください。

◆申告相談日程◆

月日（曜日）	受付地区	場 所	時 間	
2月2日（月）	来岸・西河	来岸会館	9：30～16：00	
3日（火）	神 岬	神岬会館	9：30～16：00	
5日（木）	余 別	余別地区 コミュニティセンター	9：30～16：00	
6日（金）			9：30～正午	
9日（月）	入 舸	入舸会館	9：30～16：00	
10日（火）			9：30～正午	
12日（木）	日 司	日司生活改善センター	9：30～16：00	
13日（金）			9：30～正午	
17日（火）	幌武意	幌武意寿の家	9：30～16：00	
18日（水）	丸 山	丸山会館	9：30～正午	
19日（木）	婦 美	婦美会館	9：30～16：00	
20日（金）	美国	総合文化センター 1階	9：30～16：00	
23日（月）				小泊・寺町・常盤
24日（火）				柳町・浜町
25日（水）				茶津
26日（木）				山岸・西仲・中央
3月2日（月）				栄町
3月3日（火）				多茂木・川上 東浦・西浦
4日（水）	野 塚	野塚地区 ふれあい交流館	9：30～16：00	
5日（木）			9：30～正午	
6日（金）			9：30～16：00	

※日にちによっては、時間が午前9時30分～正午までとなっていますのでご注意ください。

申告の際に持参していただくものは…

- ①印鑑
- ②給与所得・公的年金の源泉徴収票
（年金受給者の方はハガキで通知されています）
- ③国民年金保険料の控除証明書
（日本年金機構から送付を受けた方）
- ④生命保険料・地震（長期損害）保険料の控除支払証明書
- ⑤社会保険料、医療費などの支払領収書及び医療費明細書
- ⑥事業決算書及び経費算入に必要な領収書等
- ⑦所得税の確定申告書用紙及び消費税の確定申告用紙（税務署から送付を受けた方）
- ⑧預金通帳または口座番号の控え
（所得税の還付が見込まれる方）
- ⑨満期に伴う生命保険会社からの収入を確認できる通知書等

ご注意ください

町道民税または所得税の申告をしなければ「公営住宅への入居」、「保育所への入所」、「後期高齢者医療保険の負担区分の決定」等に必要な『町道民税の証明』を受けることができません。